16.8.11
2857

昭和二十三年 第 号
警視総監 高橋守雄
八月 日

内務大臣 安倍達藏殿
社会局 勤労課長 殿

時事新報 昭和二十三年八月十日 第一報ヨリ発生

決定 七、三一 解決
人員 労働者 六
争議参加者 六
関係労働組合 全協

時事新報落合事業所ニ関スル件（第一報ヨリ発生）

要旨 (1) 標記事業所ハ組合大会ノ為メ使用者ヨリ十リットルノ
(2) 七月三十一日組合大会ノ十九項ノ事実ヨリ生ノ使所長不明トナル
(3) 本件ハ同日午後七時ヨリ発表ニ当リ事業中ニカ事務用ノ所長中

標記 争議発生ノ件

記

一 争議発生ノ場所 東京都下落合大字上落合五番地

二 事業主側